

日本館規則

目次

序.....	
第1章 居住者の到着時.....	2
第1条:入居のしおり 有益な情報の提供.....	2
第2条:入居時の住居状態確認.....	2
第3条:保険.....	2
第4条:保証金.....	3
第5条:居住者証.....	3
第2章 - 居住期間中.....	3
第6条:居住区画の占有.....	3
第7条:来訪者、宿泊者.....	3
第8条:室料の支払い.....	4
第9条:不在:病気.....	4
第10条:住居の保守.....	4
第11条:持続可能性.....	5
第12条:集団生活のきまり.....	5
第13条:共有スペース.....	5
第14条:居住者委員会.....	5
第15条:表現の自由、集会、掲示.....	6
第16条:保安.....	6
第3章 - 居住者の退去時.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
第17条:「予定前の退去」.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
第18条:退去時の居室の状態確認.....	7
第19条:郵便物.....	7
第20条:荷物保管.....	8
第21条:保証金の返却.....	8
第4章 - 懲戒.....	8
第22条:警告.....	8
第23条:居住者資格の剥奪.....	8
第8章- その他の事項.....	8
第24条:防犯カメラ.....	8
第25条:個人情報の管理.....	8
第26条:肖像権.....	8

前文

日本館は、パリ国際大学都市の居館のひとつであり、パリ国際大学都市は諸文化間の対話、あらゆる国籍の学生、研究者、また高いレベルの芸術家、スポーツ専門家が、寛容と相互への尊敬の精神をもって交流することを使命とする。

平和及び協働という価値が、パリ国際大学都市、及び同都市の各居館の使命の中核にある。文化的多様性を重んじつつ共に生きるということが、居住者によって練り上げられた憲章の目的であり、この憲章は開かれた精神、他者理解、共感、連帯を強調している。

したがって、居住者には、その国際大学都市滞在中果たすべき重要な役割があり、パリ国際大学都市の奉じる価値と理想を実践に移す責任がある。

さらに、パリ国際大学都市は、「持続可能な大学都市憲章」の制定によって、持続可能な発展のための諸原理を尊重する方針を実践に移すことを誓っている。

本規則は、居住者に最良の居住条件を提供し、先に挙げた諸目的を達するための共同生活の諸規則を定めるものである。

日本館居住者は以下の諸規則を遵守しなければならない。

- パリ国際大学都市一般規則
- パリ国際大学都市居住者受け入れ規則
- 本規則
- パリ国際大学都市情報資源使用規憲章

これらの規則はパリ国際大学都市のサイトで閲覧できる、各居住者は受け入れが認められた時点で、これらの規則を閲覧し、その内容を確認せねばならない。これらの規則は契約としての性格を持ち、居住者、その配偶者、子供及び宿泊者、一時滞在者に、それぞれの資格に関わる点について適用される。したがって、パリ国際大学都市への滞在は、これらの措置の全体を無条件に受け入れることを含意している。

第 1 章 -居住者の到着時

第 1 条: 入居のしおりと有益な情報の提供

日本館は居住者に対し、館における生活に有益な情報を盛った「入居のしおり」を作成し提供する、

第 2 条:入居時の住居状態確認:

住居は、居住者が到着した時点から 48 時間以内に居住者からの指摘がなかった場合には良好な状態にあったと見なされる。居住者は、この期間内に室内の破損、設備の不備について、それが後日自分の責任とされることがないように、遅滞なく館長あるいは副館長まで知らせなければならない。

第 3 条: 保険

対物賠償保険:

室料に含まれる保険でカバーされるのは、館内で発生した、家宅侵入を伴う窃盗による居住者の個人財産への被害のみである。保険負担対象外項目、保障上限金額は館長・副館長にたずねれば教示される。

高価な財物を所有し、それに応じた保証を得ることを希望する居住者は、それぞれの選択にかかる保険業者と別個に契約を結ぶよう推奨される。

なお、日本館に責任がある被害については、居住者は日本館に被害の請求ができる(例: 水道管破裂による被害)

民事責任に関わる保険:

居住者は、到着時に民事責任に関わる保険に加入していることを証明せねばならない。

疾病保険:

居住者は到着時に、フランスで有効な疾病保険に加入していることを証明せねばならない。

第4条: 保証金

入居に当たって室料の最大 1 ヶ月分に相当する保証金の支払いが要求される。これは室料不払いの際(督促状の無視を含む)や物理的破損に備えるためのものである。なお、保証金の金額で不足のときには、さらに追加の損害賠償を求められることがありうる。

また滞在期間のあいだにも、居住者の責任に帰される損害については、居住者に直接に当該金額が請求される。

第5条: 居住者証

滞在の種類に応じ、居住者の到着時に、書類が完備しているという条件で、日本館は居住者の資格を証明する居住者証を発行する。この居住者証は当該居住者個人のためのものであり、他者に譲渡することはできない。居住者は随時パリ国際大学都市の警備担当者から居住者証の提示を求められることがある、

第2章 - 滞在期間中

第6条: 居住区画の占有

居室の提供は厳密に居住者個人に対してなされるものであり、その配分の決定は館長の権限のもとにある、たとえ時限的なものでも、有料・無料であるにかかわらず、当該居室の第三者による利用は明確に禁止される。この規則に対する違反し、権利なくして当該居室を使用した人間に対しては、訴追がおこなわれる場合がある。また居住者受け入れ規則に定められた懲戒が居住者に対しておこなわれる場合がある。

日本館は、何よりもまず、一年のすべての期間を通して、学生及び研究者の居住施設である。居住者は、居室において商業活動をおこなう権利を有さず、居室に会社、非営利団体を置く権利を有さない。

居住者間の居室の交換、動産の付け加えを、館長の事前の許可なくおこなってはならない。居室の壁を傷めるような仕方写真、ポスター、その他のものを壁に掛けてはならない。個人的な掲示物、メッセージを居室扉の外側に掲示することは認められない。

衛生上の配慮から、動物の入館は禁じられる。

第7条: 来訪者・宿泊者

居住者に付き添われない日本館外からの来訪者は必ず訪問を告げるために受付に申し出ねばならない。訪問先の居住者が不在の場合、また当該居住者が訪問を拒否する場合には、日本館への入館は認められない。訪問は 23 時から 7 時までは禁止される。

居住者は、館長が決定した宿泊限度日数の範囲内で宿泊者の受け入れを申請できる(1 度に 1 名のみ)。この場合、居住者には以下のことが求められる。

宿泊させようとする人物の氏名、宿泊日数を事前に受付に申し出る。

この申し出の際に、規定の宿泊料金を支払う

また必要な場合には、補助マットレスを遅くとも宿泊の 48 時間前に請求する(受付の開室時間に注意をすること)。

日本館は所有する限られた数の補助マットレスで宿泊に対応している。補助マットレスの提供がないことを理由として、宿泊者についての申し出、宿泊料金の支払いが免除されることはない。

事前に申し出があった宿泊がおこなわれなかった場合にも、宿泊料の払い戻しはされない。

居住者は自らが招待した宿泊者の行為について責任を負う。

居住者は自らが招待した宿泊者の滞在時には必ず在館していなければならない。部屋の又貸しは禁止される。

第 8 条:室料の支払い

室料は家賃ではなく居室の占有権とその占有に結びついたいくつかのサービスを享受する権利の対価である。

室料及び館内でおこなわれる様々のサービスの料金は毎年管理理事会において決定される。料金表は受付において閲覧でき、また日本館のサイトにおいても閲覧できる。室料及び各種料金は固定されたものであり、値引き交渉の対象にはされえない。室料は、居住者の身分、年齢、滞在期間、居室の種類に応じて異なる。

室料は毎月 1 日から 5 日のあいだに支払わねばならない。

室料支払いの遅延、不払いは懲戒の対象となり、居住者資格が剥奪されることもある(居住者受け入れ規則を参照)

短期滞在の場合を除いて(日本館の室料表を参照)、支払は半月分を単位とする。1 日から 15 日のあいだに入居した場合には 1 ヶ月分を、16 日から 31 日までのあいだに入居した場合は半月分を徴収する。1 日から 15 日のあいだに退去した場合には半月分を、16 日から 31 日までのあいだに退去した場合は 1 ヶ月分の室料を徴収する。この規則は、滞在の初期と滞期の末期に適用される。

第 9 条:不在・病気

安全上の理由から、居住者は 1 週間以上大学都市を不在にする場合には館長に予告するように強く求められる。

病気になった場合には、居住者は館長に通報する。身体状況により居住者は病院に送られるが、その治療費は居住者の負担となる。

第 10 条:居室の保守

一般規定

居住者は居室を清潔に保たねばならない。これがなされず、また二度の警告の後も事態が好転しなければ、清掃費用が請求されることがある。居室内に異常が見られるとき、また事故が発生した場合にはすみやかに受付に申し出ねばならない。

管理保守

居室の保守管理は、日本館の責任であり、権限を付与された者が居室に入室できることが必要である。

居住者の私生活を保護するため、保守管理、清掃、修繕のための入室は、計画に沿っておこなわれ、当該居住者に作業の日程、時間帯が通告される(文書、掲示、電話、メールなどにより)。

緊急の場合には(水漏れ等)の場合には、権限を付与された者は通告なしに居室に入室することがある。この場合、居住者は事後的に入室があったことを知らされる。

清掃

居室の清掃は定期的になされ、これを受け入れることは義務である。

居住者は、清掃の予定を掲示によって知らされるので、作業に困難を生じさせないように、私物を整理しておかなければならない。

敷布も事前の予定に従って、定期的に交換される。使用済みの敷布は交換のためにベッドの足下に置いておかなければならない。

第 11 条: 持続可能性

「持続可能な大学都市憲章」に記された諸目的を達成するため、居住者は エネルギー消費、水の消費の縮減、また廃棄物の再利用に関して、滞在中に伝えられる、いくつかの指示を尊重せねばならない。また居住者はあらゆる不当な汚染を回避し、日本館が健康的で良質な環境にとどまるよう努めねばならない。

上記の一般条項の他に、居住者は以下の点を守らねばならない。

自室において、また共有スペースにおいて使用されていない電灯、電気機器を消す。

シャワー、流しで不要に水を流しっぱなしにしない。

不在のときには、窓や天窓を閉め、雨水による被害をおこさないようにする。

定期的に自室のゴミ箱の内容物を指定されたコンテナに分別の上捨てる。

以下のことは禁じられる

腐敗する可能性のある食物を放置すること(虫の増殖を防ぐため)。

濡れた洗濯物を居室内に広げたり(カビの発生を防ぐため)、濡れた洗濯物を窓の外に吊すこと(建物の外観を損なわないため)

三度の警告にもかかわらず事態が改善されない場合には、懲戒が科されることがある。

第 12 条: 集団生活のきまり

集団生活は、寛容、相互の尊重といったいくつかの価値の共有を前提とする。居住者は日常的にこれらの諸原則を実効あらしめるようにするため重要な役割を果たさねばならない。

全般的に、居住者は他の居住者に迷惑をかけぬよう努めねばならない。

そのため、特に次のことは禁じられる。

- 館長によって、そのために特に指定された場所以外での喫煙(電子タバコを含む)
- 居室及び共有スペースにおいて騒音を発すること。23 時から 7 時まであらゆる騒音は停止されねばならない。
- 館長の許可なく、パーティーやその他の集会のために台所、その他の共有スペースを独占すること。

居住者は、虫の発生、その他、害となるものの発生を、すみやかに館長に知らせねばならない。

第 13 条: 共有スペース

日本館の共有スペースについて、居住者は掲示された、あるいは「入居のしおり」に記された使用規則及び使用可能時間を遵守せねばならない。居住者はとりわけ、食器を洗浄し、整頓しなければならない。そして使用後は、台所の調理台、電気機器、蛇口、テーブル、また共用のシャワー、トイレ、その他共有スペースを清掃せねばならない。

第 14 章: 居住者委員会

居住者委員会は毎大学年度初頭に選挙によって選ばれる。

居住者委員会は日本館の文化・芸術・スポーツ・社会活動に貢献し、居住者間の相互理解・交流、館長との意思疎通が良好であるように、場合によっては他館の居住者委員会と連絡を取りつつ努める。

居住者委員会は館長の主要な対話相手であり、館内の諸問題、居住者からの要望について議論する。居住者委員会には委員会室と毎年の予算が日本館により与えられる。

15 条：表現の自由, 集会, 掲示

日本館は、その居住者に対し、表現及び集会の自由を保障する。

この自由の行使は、意見の多様性、他の居住者の権利及び自由、また大学都市の奉じる諸価値、理想、一般規則をしっかりと尊重した上でおこなわれなければならない、あらゆる形態における度を越した勧誘活動を排除するものである。

集会については、パーティー、文化活動、社会活動など、これをおこなうための空間でおこなうことは自由である。集会がよりフォーマルな形になる場合には、館長にその会合の開催を予告せねばならない。もし集会がより大規模になり、館外者、大学都市非居住者も参加する場合には、特に課される諸責任との関係で、大学都市及び日本館が定めるより詳細な手続きが要求される。

掲示板が居住者委員会の責任で居住者に準備される。日本館の外部から提供される情報の掲示、配布についてはあらかじめ館長の許可を得なければならない。

第 16 条：保安

建物への入館

保安上の明白な理由により、居住者は居住者全体の安全のために、つねに警戒を怠らないように求められる。このため居住者は以下の点に注意せねばならない。

来訪があった場合には自ら玄関口まで来て出迎える。

出入りの際には建物玄関の主要扉がしっかりしまっているか確認し、自分と一緒に知らない人間が館内に入ることがないように注意する。

非常口から来訪者を館内に入れない。

入館時に渡された鍵の管理にはとりわけ注意する。

日本館の鍵、居室の鍵は、居住者個人に貸与されたものである。いかなる場合であっても、これを第三者に貸与してはならない。紛失の場合には、居住者は新たな鍵を受付で購入せねばならない。

受付開室時間外には、鍵の紛失、鍵の室内への置き忘れがあった場合、居室を開けるためには、大学都市の警備担当者の介入が必要となるが、この場合、鍵の交換の費用に加えて罰金の支払いが求められる。

保安上の基本的な規則

建物内では、居住者は保安上の基本的な措置を守らねばならない。

不在の場合には、たとえ短時間であっても、不法侵入や盗難を防止するため、扉、窓がしっかり閉じられているか確認せねばならない(とくに 1 階の居室)。

窓辺に物を置いたり吊したりすること、窓枠に座ることは禁じられる。事故があっても日本館は一切責任を負わない。

居住者は所有物である自転車を定められた場所に置かなければならない。モーターが付いた車輛は日本館では所有できない。

居住者は大学都市内での車輛駐車を認められない。入居時、退去時の引っ越しについては例外的に二時間までの駐車が認められることがある。この許可の申請は館長宛におこなわれ、館長が大学都市の警備担当者に連絡をする、

火災対策

避難措置、及び火災警報装置が居住者の安全を守っている。これらのものの正常な働きを妨げ、あるいは制限するあらゆる行為がなされれば、居住者は退去を求められることもあり、また損害賠償請求(例えば消火器の交換費用等)がなされることもある。

火災の際に、居住者が迅速に避難できるように、通路、踊り場、階段、非常口には障害となるものがあるとはならず、それらが自転車、キャリア、トランクなどで通行不能になることがあってはならない。同様に、火災対策のための装置が施された非常口(警報等諸設備)の良好な作動が妨げられてはならない。したがって、非常口は通常、建物への出入り口として使用してはならない(避難訓練時及び火災時を除く)。

火災の危険を避けるため。日本館が提供する設備を除いては、次のような機器の使用は居室内では禁じられている。

電力使用の大きな器具(自動調理器、電熱器、電子レンジ、暖房機、クーラー)
ガス器具
蠟燭

使用が認められるのは通常の電気機器、電子機器のみである。例えば、ステレオ、ビデオ、テレビ、情報機器、ドライヤー、消費電力の少ない湯沸かし器などである。

この規定に違反した場合、文書によって居住者にはただちに、禁じられている機器を居室から撤去することが要求される。撤去された機器は、館長の指示により、退去の日まで日本館が保管室で預かることができる。要求が入られない場合には、日本館に権限を与えられたものが禁止された機器を居室から撤去し、居住者の退去の日まで日本館が預かる。

パリ国際大学都市内における保安・安全上の問題については、大学都市の警備担当部局が各館、各居住者に24時間体制で対応している。

電話 : 01 44 16 66 00

第3部 居住者の退去時

第17条: 予定前の退去

居住者が当初定められていた受け入れ期間終了前に退去しようとするときには、館長に以下の定めに基づき予告しなければならない。

3ヵ月以上の滞在の場合:遅くとも退去の1ヵ月前

1ヵ月から3ヵ月の滞在の場合:退去の15日前

いずれの場合にも、すでに開始された15日間の室料は支払わなければならない。

退去日には、居住者は、日本館によって定められた時刻までに居室を明け渡さなければならない。これがなされない場合には、その日の室料も徴収されることになる。

第18条: 退去時の居室の状態確認

退去に先立ち、居住者は館の担当者とともにおこなった居室状況確認に署名せねばならない。もし、居室の損壊が確認された場合には、保証金から当該金額が徴収される。

居住者が状態確認書に署名しない場合には、居住者は保証金から損壊回復に要した費用を差し引くことに対し、その後に異議を申し立てることはできない。

第19条: 郵便物

居住者が受け取ることができるのは、自分に個人的に当てられた郵便物のみである。居住者が一時的に、また恒久的に日本館を離れる場合、日本館は郵便物の保存の義務を負わず、それを日本館の他の居住者で

あっても、それ以外の者であっても、第三者に渡すことはできない。一時的であっても、恒久的であっても、住所変更手続きを郵便局に対し行わねばならない。

第 20 条: 荷物の保管

日本館を最終的に退去する者は、日本館の荷物保管室に置いてあるすべての荷物を引き上げねばならない。これがなされない場合、退去の日から 1 年と 1 日が経過した時点において、当該旧居住者と連絡を取る努力をした後に、日本館が当該荷物を処分する。

第 21 条: 保証金の返却

保証金は必要な減額(未払いの室料、延滞金、居室の損壊回復費用)をおこなった後、居住者に返還される。

第 4 章: 懲戒

第 22 条: 警告

この規則へのあらゆる違反に対し、館長から文書により警告がなされうる。

第 23 条: 居住者資格の剥奪

重大な、あるいは繰り返し規則違反がおこなわれる場合には、日本館館長は居住者の居住者資格を剥奪でき、また当該居住者に対し司法手続きを取ることがある。

第 5 章: その他 の事項

第 24 条: 監視カメラ

保安上の理由から一部の共有スペースは監視カメラによって監視される。監視カメラの存在は日本館の入口に表示される。監視カメラの所在情報について居住者は日本館に問い合わせできる。

第 25 条: 個人情報の管理

居住者の滞在の管理に関する個人情報(室料支払い状況、居住居室情報、日本館・大学都市に送られた情報)は現行法に定められた規定に従った自動処理の対象となる。

こうした個人情報について、居住者は、1978 年 1 月 6 日に定められ 2004 年 8 月 6 日に改正された情報処理、記録書類、自由についての 78-17 の法律に基づいて日本館に申し出て、自らの情報を知る権利を行使できる。

第 26 条: 肖像権

日本館への滞在期間、居住者が、館内の共有スペースにおいて、日本館で催される行事の際に、また日本館の宣伝のために写真撮影されたり、動画に写されたりすることがある。

この規則に同意することは、居住者(及びその配偶者、子供)が、日本館の非商業的活動において、自身の映像、声を使用する許可を与えたこととみなされ、また写真の字幕、写真の説明書きにその名を記され

る権利を放棄したとみなされる。

この許可は、どのような使用用途についても、居住者の退去の日から 10 年間は有効とされる。

居住者は、どの時点でも、書簡・メールによる館長への通告によってこの許可を取り消すことができる。

この規則は日本館管理理事会によって、2018 年 4 月 25 日に承認された。

この内規の改正には同理事会の承認が必要である。